限定承認公告

本籍熊本県天草市御所浦町牧島九一六番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区新北島二丁目二番四八―六〇六号

被相続人　亡　古川　智

右被相続人は平成二十七年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十一日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル五階五〇一号室

限定承認者古川久吉

代理人弁護士　本部　徹之

限定承認公告

本籍徳島県海部郡美波町志和岐字天王一四一番地、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町四丁目九六番地の五松田マンション二B

被相続人　亡　楠本　茂

右被相続人は平成二十七年九月四日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二日相続の承認放棄の期間伸長申立を行った後、平成二十八年三月二日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十一日

大阪府豊中市庄内西町二丁目五番一二号

限定承認者　楠本　浩史

限定承認公告

本籍山口県柳井市日積五三一一番地、最後の住所山口県柳井市新庄一五三六番地一市営住宅一五二号

被相続人　亡　内山由美子

右被相続人は平成二十七年十一月十二日死亡し、その相続人である内山剛史は平成二十八年三月三日山口家庭裁判所岩国支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十一日

山口県周南市弥生町三丁目二番地　弁護士法人周南法律事務所

限定承認者内山剛史

代理人　弁護士　田畑　元久

無縁墳墓等改葬公告

墓域内墳墓使用状況適正化のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等・死亡者の縁故者及び当該墓地に関して権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁墓地・無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年三月十一日

一、墳墓等所在地　東京都品川区東五反田一丁目二番二九号寶塔寺墓域内

一、墳墓等の名称　十―キ―三番　八―一一六番

九―二十一番　十―ア―七番

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都品川区東五反田一丁目二番二九号　宗教法人寶塔寺　代表役員　林　観照

提出不能株券に関する異議申述公告

当社は平成二十五年七月九日を効力発生日として、株式会社中山製鋼所（住所大阪市大正区船町一丁目一番六六号）を完全親会社とする株式交換を行うことを決定いたしましたが、本株式交換に際し、当社の株券の提出を求めたところ、後記株券につき提出不能の届出がありました。

つきましては、交換対価である株式会社中山製鋼所の普通株式を届出人である後記氏名に対して交付することにつき異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月十一日

大阪市西区南堀江一丁目一二番一九号

中山通商株式会社

代表取締役　中原　啓孝

当社普通株式

券別	枚数	番号	氏名
十株券	二	AE〇〇七六、二E〇〇五七	鈴木　昌三
五十株券	二	AD〇〇〇八、二D〇〇一一	鈴木　昌三

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年四月十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年三月十一日

東京都港区新橋四丁目二四―三エムエフ六〇二　セレクトカンパニー株式会社

代表取締役　北村　洋一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年二月二十六日開催の通常総会において、出資一口の金額を六百円から百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

以上、森林組合法第六十六条第二項の規定により公告します。

平成二十八年三月十一日

北海道石狩郡当別町対雁四二一番地

石狩北部森林組合

代表理事組合長　六角　英一

訂正公告

平成二十八年二月二十四日（号外第四十号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の商号「株式会社レオ・コーポレーション」とあるは「（甲）株式会社レオ・コーポレーション」、乙の商号「株式会社レオ・ソーラー」とあるは「（乙）株式会社レオ・ソーラー」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

扱　店

訂正公告

平成二十八年三月三日掲載の株式会社みらいワークスに係る基準日設定につき通知公告中、「東京都渋谷区恵比寿四丁目二七番八号」とあるは「東京都渋谷区恵比寿四丁目二七番七号」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年三月十一日

扱　店

取消公告

平成二十八年二月二十九日（号外第四十五号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十八年三月十一日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番四号　有限会社エム・アール・ツー

清算人　大西　倫雄

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年三月二十七日（号外第六十三号）文部科学省告示第四十五号（史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件）（原稿誤り）				
三八	下	八	四三八番三、四四三八番七	四三八番三、四四三八番七
〃	〃	九～一〇	四三八番一五の四三八番一五うち実測七二・五七平方メートル	四三八番一五の四三八番一五
〃	〃	一五	四三八番九	四三八番三、四三八番九
平成二十五年三月二十九日（号外第六十六号）文部科学省告示第六十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）（原稿誤り）				
六二	上	一	六字平尾二七九八字平尾二七九八	六字平尾二七九八字平尾二七九八
平成二十五年十月十七日（号外第二百二十五号）文部科学省告示第百四十九号（名勝に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
一四	上	二三～一四	同九七〇番九	同九七〇一番九
平成二十七年十月八日（号外第二百三十一号）国土交通省告示第千五十号（道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
一五	下	終りから三	「第十一条第三項第二号及び第三号」に改める。	「第十一条第三項第二号及び第三号」に改める。
			「第七項まで」を「及び第十項」に、「第八項及び第十二項」を「第六項及び第十二項」に改める。	「第七項まで」を「及び第十項」に、「第八項及び第十二項」を「第六項及び第十二項」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十一日付第五五号九六十七日付参会第六号一六ページ

ページ●同日付政府調達第四八号八八ページ●一月二一ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）